

## 自動車運転免許試験実施規程の一部を改正する本部訓令

自動車運転免許試験実施規程（昭和39年本部訓令第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

新	旧
○自動車運転免許試験実施規程 昭和39年1月20日本部訓令第6号 警察本部 警察学校 各警察署	○自動車運転免許試験実施規程 昭和39年1月20日本部訓令第6号 警察本部 警察学校 各警察署
改正	改正
昭和40年5月本部訓令 第15号	昭和40年5月本部訓令 第15号
昭和40年11月本部訓令 第19号	昭和40年11月本部訓令 第19号
昭和42年7月本部訓令 第12号	昭和42年7月本部訓令 第12号
昭和42年10月本部訓令 第21号	昭和42年10月本部訓令 第21号
昭和43年5月本部訓令 第13号	昭和43年5月本部訓令 第13号
昭和43年7月本部訓令 第20号	昭和43年7月本部訓令 第20号
昭和43年8月本部訓令 第23号	昭和43年8月本部訓令 第23号
昭和43年11月本部訓令 第26号	昭和43年11月本部訓令 第26号
昭和44年3月本部訓令 第5号	昭和44年3月本部訓令 第5号
昭和54年7月本部訓令 第10号	昭和54年7月本部訓令 第10号
昭和55年4月本部訓令 第4号	昭和55年4月本部訓令 第4号
平成6年4月本部訓令 第11号	平成6年4月本部訓令 第11号
平成6年12月本部訓令 第22号	平成6年12月本部訓令 第22号
平成6年12月本部訓令 第24号	平成6年12月本部訓令 第24号
平成8年8月本部訓令 第9号	平成8年8月本部訓令 第9号
平成10年2月本部訓令 第3号	平成10年2月本部訓令 第3号
平成10年9月本部訓令 第18号	平成10年9月本部訓令 第18号

新	旧
平成10年11月本部訓令 第21号	平成10年11月本部訓令 第21号
平成13年3月本部訓令 第4号	平成13年3月本部訓令 第4号
平成14年5月本部訓令 第18号	平成14年5月本部訓令 第18号
平成19年6月本部訓令 第17号	平成19年6月本部訓令 第17号
平成20年5月本部訓令 第10号	平成20年5月本部訓令 第10号
平成21年9月本部訓令 第12号	平成21年9月本部訓令 第12号
平成22年7月本部訓令 第12号	平成22年7月本部訓令 第12号
平成24年3月本部訓令 第6号	平成24年3月本部訓令 第6号
平成25年8月本部訓令 第13号	平成25年8月本部訓令 第13号
平成26年8月本部訓令 第22号	平成26年8月本部訓令 第22号
平成29年3月本部訓令 第4号	平成29年3月本部訓令 第4号
令和元年6月本部訓令 第1号	令和元年6月本部訓令 第1号
令和3年3月29日本部 訓令第17号	令和3年3月29日本部 訓令第17号
令和4年3月10日本部 訓令第1号	令和4年3月10日本部 訓令第1号
令和5年3月1日本部 訓令第8号	令和5年3月1日本部 訓令第8号
令和5年11月28日本部 訓令第18号	令和5年11月28日本部 訓令第18号
自動車運転免許試験実施規程 (目的) 第1条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）及び青森県道路交通規則（平成10年9月青森県公安委員会規則第7号。以下「県規則」という。）に基づき、青森県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の行う運転免許試験（以下「試験」という。）の実施について必要な事項を定め、試験の適正な運営を図ることを目的とする。 (試験場の名称及び位置) 第2条 県規則第24条第1項に規定する試験場の名称及び位置は、次のとおりとする。	自動車運転免許試験実施規程 (目的) 第1条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）及び青森県道路交通規則（平成10年9月青森県公安委員会規則第7号。以下「県規則」という。）に基づき、青森県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の行う運転免許試験（以下「試験」という。）の実施について必要な事項を定め、試験の適正な運営を図ることを目的とする。 (試験場の名称及び位置) 第2条 県規則第24条第1項に規定する試験場の名称及び位置は、次のとおりとする。

新	旧																				
(1) 青森県青森自動車運転免許試験場 青森市大字三内字丸山198番地4 (2) 青森県弘前自動車運転免許試験場 弘前市大字大久保字西田38番地2 (3) 青森県八戸自動車運転免許試験場 八戸市城下1丁目16番25号 (4) 青森県むつ自動車運転免許試験場 むつ市中央1丁目19番1号 (試験官)	(1) 青森県青森自動車運転免許試験場 青森市大字三内字丸山198番地4 (2) 青森県弘前自動車運転免許試験場 弘前市大字大久保字西田38番地2 (3) 青森県八戸自動車運転免許試験場 八戸市城下1丁目16番25号 (4) 青森県むつ自動車運転免許試験場 むつ市中央1丁目19番1号 (試験官)																				
第3条 青森県警察本部交通部運転免許課長（以下「課長」という。）は、試験が確実かつ迅速に行われるよう青森県警察本部交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）に勤務する警察職員のうちから、試験の都度、主任試験官、適性試験官、学科試験官及び技能試験官を指名するものとする。	第3条 青森県警察本部交通部運転免許課長（以下「課長」という。）は、試験が確実かつ迅速に行われるよう青森県警察本部交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）に勤務する警察職員のうちから、試験の都度、主任試験官、適性試験官、学科試験官及び技能試験官を指名するものとする。																				
2 主任試験官は、適性試験官、学科試験官及び技能試験官を指揮監督するとともに、試験事務の公正、適正な運営に努めなければならない。 (試験日及び試験種類)	2 主任試験官は、適性試験官、学科試験官及び技能試験官を指揮監督するとともに、試験事務の公正、適正な運営に努めなければならない。 (試験日及び試験種類)																				
第4条 第2条に規定する試験場における試験日は、次の表に定めるとおりとする。	第4条 第2条に規定する試験場における試験日は、次の表に定めるとおりとする。																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">試験場の名称</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">試験日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">青森県青森自動車運転免許試験場</td><td style="padding: 2px;">月曜日から金曜日までの5日間。ただし、法第97条の2第1項第3号に定める「特定失効者」及び同項第5号に定める「特定取消処分者」については月曜日から木曜日までの4日間とする。</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">青森県弘前自動車運転免許試験場</td><td style="padding: 2px;">月曜日から金曜日までの5日間。ただし、毎月第1金曜日及び第3金曜日を除く。</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">青森県八戸自動車運転免許試験場</td><td style="padding: 2px;">月曜日から金曜日までの5日間。ただし、毎月第2金曜日及び第4金曜日を除く。</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">青森県むつ自動車運転免許試験場</td><td style="padding: 2px;">火曜日</td></tr> </tbody> </table>	試験場の名称	試験日	青森県青森自動車運転免許試験場	月曜日から金曜日までの5日間。ただし、法第97条の2第1項第3号に定める「特定失効者」及び同項第5号に定める「特定取消処分者」については月曜日から木曜日までの4日間とする。	青森県弘前自動車運転免許試験場	月曜日から金曜日までの5日間。ただし、毎月第1金曜日及び第3金曜日を除く。	青森県八戸自動車運転免許試験場	月曜日から金曜日までの5日間。ただし、毎月第2金曜日及び第4金曜日を除く。	青森県むつ自動車運転免許試験場	火曜日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">試験場の名称</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">試験日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">青森県青森自動車運転免許試験場</td><td style="padding: 2px;">月曜日から金曜日までの5日間。ただし、法第97条の2第1項第3号に定める「特定失効者」及び同項第5号に定める「特定取消処分者」については月曜日から木曜日までの4日間とする。</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">青森県弘前自動車運転免許試験場</td><td style="padding: 2px;">月曜日から金曜日までの5日間。ただし、毎月第1金曜日及び第3金曜日を除く。</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">青森県八戸自動車運転免許試験場</td><td style="padding: 2px;">月曜日から金曜日までの5日間。ただし、毎月第2金曜日及び第4金曜日を除く。</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">青森県むつ自動車運転免許試験場</td><td style="padding: 2px;">火曜日</td></tr> </tbody> </table>	試験場の名称	試験日	青森県青森自動車運転免許試験場	月曜日から金曜日までの5日間。ただし、法第97条の2第1項第3号に定める「特定失効者」及び同項第5号に定める「特定取消処分者」については月曜日から木曜日までの4日間とする。	青森県弘前自動車運転免許試験場	月曜日から金曜日までの5日間。ただし、毎月第1金曜日及び第3金曜日を除く。	青森県八戸自動車運転免許試験場	月曜日から金曜日までの5日間。ただし、毎月第2金曜日及び第4金曜日を除く。	青森県むつ自動車運転免許試験場	火曜日
試験場の名称	試験日																				
青森県青森自動車運転免許試験場	月曜日から金曜日までの5日間。ただし、法第97条の2第1項第3号に定める「特定失効者」及び同項第5号に定める「特定取消処分者」については月曜日から木曜日までの4日間とする。																				
青森県弘前自動車運転免許試験場	月曜日から金曜日までの5日間。ただし、毎月第1金曜日及び第3金曜日を除く。																				
青森県八戸自動車運転免許試験場	月曜日から金曜日までの5日間。ただし、毎月第2金曜日及び第4金曜日を除く。																				
青森県むつ自動車運転免許試験場	火曜日																				
試験場の名称	試験日																				
青森県青森自動車運転免許試験場	月曜日から金曜日までの5日間。ただし、法第97条の2第1項第3号に定める「特定失効者」及び同項第5号に定める「特定取消処分者」については月曜日から木曜日までの4日間とする。																				
青森県弘前自動車運転免許試験場	月曜日から金曜日までの5日間。ただし、毎月第1金曜日及び第3金曜日を除く。																				
青森県八戸自動車運転免許試験場	月曜日から金曜日までの5日間。ただし、毎月第2金曜日及び第4金曜日を除く。																				
青森県むつ自動車運転免許試験場	火曜日																				
2 試験日が青森県の休日に関する条例（平成元年3月青森県条例第3号）に規定する休日に当たるとき及び公安委員会が特に必要と認めたときは、試験を行わないものとする。	2 試験日が青森県の休日に関する条例（平成元年3月青森県条例第3号）に規定する休日に当たるとき及び公安委員会が特に必要と認めたときは、試験を行わないものとする。																				
3 試験場における受付時間及び試験種類は、別表第1のとおりとする。	3 試験場における受付時間及び試験種類は、別表第1のとおりとする。																				
4 第1項の試験日を変更するときは、その都度、公安委員会の掲示板に掲示して公示するものとする。	4 第1項の試験日を変更するときは、その都度、公安委員会の掲示板に掲示して公示するものとする。																				

新	旧
<p>(申請書の受理)</p> <p>第5条 運転免許（以下「免許」という。）を受けようとする者の免許申請書及び運転することができる自動車等の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除を受けるため審査を受けようとするものの限定解除審査申請書の受理は、試験の当日、試験場において行うものとする。</p> <p>2 免許を受けようとする者の免許申請書の受理は、規則第17条第2項に規定する書類及び写真を確認の上、行うものとする。ただし、受けようとする免許の種類と異なる種類の免許を現に受けている者の免許申請書の受理は、現に受けている免許に係る免許証（仮運転免許証を含む。）を提示させて行うものとし、規則第17条第2項に規定する書類及び写真の確認は要しないものとする。</p> <p>(試験要領の説明)</p> <p>第6条 主任試験官は、受験者に対し、次に掲げる事項について説明するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 試験の順序</li> <li>(2) 試験上の注意事項</li> <li>(3) 合格発表予定時間</li> <li>(4) その他必要な事項</li> </ul> <p>(適性試験)</p> <p>第7条 適性試験は、適性試験官が、規則第23条に規定する科目について行い、合格者に対しては、免許を受けようとする者の免許申請書の適性試験結果表の実施した科目欄に適性試験官が記名するものとする。</p> <p>2 身体障害者に対する適性試験は、別に定める身体障害者に対する適性試験（運動能力）実施の標準により技能試験官が行うものとする。この場合、身体障害者適性試験（運動能力）申請書（第1号様式）、身体障害者適性試験（運動能力）判断結果表（第2号様式）及び身体障害者適性試験（運動能力）判断表（第3号様式）を使用するものとする。</p> <p>3 適性試験が終了したときは、主任試験官は、その状況を課長に報告し、決裁を得なければならない。</p> <p>(学科試験問題の選定及び出題)</p> <p>第8条 学科試験問題は、課長が試験ごとに選定し、出題するものとする。</p> <p>(学科試験の時間)</p> <p>第9条 学科試験の時間は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 仮免許、小型特殊免許及び原付免許の学科試験 30分</li> </ul>	<p>(申請書の受理)</p> <p>第5条 運転免許（以下「免許」という。）を受けようとする者の免許申請書及び運転することができる自動車等の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除を受けるため審査を受けようとするものの限定解除審査申請書の受理は、試験の当日、試験場において行うものとする。</p> <p>2 免許を受けようとする者の免許申請書の受理は、規則第17条第2項に規定する書類及び写真を確認の上、行うものとする。ただし、受けようとする免許の種類と異なる種類の免許を現に受けている者の免許申請書の受理は、現に受けている免許に係る免許証（仮運転免許証を含む。）を提示させて行うものとし、規則第17条第2項に規定する書類及び写真の確認は要しないものとする。</p> <p>(試験要領の説明)</p> <p>第6条 主任試験官は、受験者に対し、次に掲げる事項について説明するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 試験の順序</li> <li>(2) 試験上の注意事項</li> <li>(3) 合格発表予定時間</li> <li>(4) その他必要な事項</li> </ul> <p>(適性試験)</p> <p>第7条 適性試験は、適性試験官が、規則第23条に規定する科目について行い、合格者に対しては、免許を受けようとする者の免許申請書の適性試験結果表の実施した科目欄に適性試験官が記名するものとする。</p> <p>2 身体障害者に対する適性試験は、別に定める身体障害者に対する適性試験（運動能力）実施の標準により技能試験官が行うものとする。この場合、身体障害者適性試験（運動能力）申請書（第1号様式）、身体障害者適性試験（運動能力）判断結果表（第2号様式）及び身体障害者適性試験（運動能力）判断表（第3号様式）を使用するものとする。</p> <p>3 適性試験が終了したときは、主任試験官は、その状況を課長に報告し、決裁を得なければならない。</p> <p>(学科試験問題の選定及び出題)</p> <p>第8条 学科試験問題は、課長が試験ごとに選定し、出題するものとする。</p> <p>(学科試験の時間)</p> <p>第9条 学科試験の時間は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 仮免許、小型特殊免許及び原付免許の学科試験 30分</li> </ul>

新	旧
(2) 上記以外の免許の学科試験 50分 (学科試験の説明)	(2) 上記以外の免許の学科試験 50分 (学科試験の説明)
第10条 学科試験官は、学科試験の開始前に受験者に対し、次の事項について説明するものとする。 (1) 答案用紙（第4号様式及び第4の2号様式）の記載要領 (2) 答案用紙及び試験問題の提出時間並びにその提出方法 (3) その他必要な事項 (答案用紙の回収)	第10条 学科試験官は、学科試験の開始前に受験者に対し、次の事項について説明するものとする。 (1) 答案用紙（第4号様式及び第4の2号様式）の記載要領 (2) 答案用紙及び試験問題の提出時間並びにその提出方法 (3) その他必要な事項 (答案用紙の回収)
第11条 学科試験官は、答案用紙を回収するときは、当該答案用紙及び試験問題を直接受験者から回収するものとする。 (採点等)	第11条 学科試験官は、答案用紙を回収するときは、当該答案用紙及び試験問題を直接受験者から回収するものとする。 (採点等)
第12条 学科試験の採点は、学科試験官が主任試験官立会いの下に行うものとする。 2 学科試験の結果は、運転免許試験成績表（第5号様式）により明らかにしておかなければならぬ。 (技能試験)	第12条 学科試験の採点は、学科試験官が主任試験官立会いの下に行うものとする。 2 学科試験の結果は、運転免許試験成績表（第5号様式）により明らかにしておかなければならぬ。 (技能試験)
第13条 技能試験は、規則第23条の2、同第24条及び別に定める運転免許技能試験実施基準により行うものとする。 2 技能試験は、免許種類ごとに別表第1の2のとおり曜日を指定して行うものとする。 3 技能試験の受験者が不合格となった場合は、当該受験者の希望日を確認した上で、次回試験日を指定するものとする。 (試験コースの指定)	第13条 技能試験は、規則第23条の2、同第24条及び別に定める運転免許技能試験実施基準により行うものとする。 2 技能試験は、免許種類ごとに別表第1の2のとおり曜日を指定して行うものとする。 3 技能試験の受験者が不合格となった場合は、当該受験者の希望日を確認した上で、次回試験日を指定するものとする。 (試験コースの指定)
第14条 当日の試験コースは、課長が指定するものとする。 (試験コースの明示)	第14条 当日の試験コースは、課長が指定するものとする。 (試験コースの明示)
第15条 技能試験官は、前条により指定された試験コースを掲示板等により明示し、受験者にあらかじめ周知するものとする。 (技能試験の説明)	第15条 技能試験官は、前条により指定された試験コースを掲示板等により明示し、受験者にあらかじめ周知するものとする。 (技能試験の説明)
第16条 技能試験官は、受験者に対して試験開始前、次に掲げる事項について説明するものとする。 (1) 試験中の事故防止 (2) 試験課題履行条件及び試験中止事項 (3) 試験コースの走行順路 (4) その他試験実施について必要な事項 (試験官の同乗及び観察)	第16条 技能試験官は、受験者に対して試験開始前、次に掲げる事項について説明するものとする。 (1) 試験中の事故防止 (2) 試験課題履行条件及び試験中止事項 (3) 試験コースの走行順路 (4) その他試験実施について必要な事項 (試験官の同乗及び観察)
第17条 技能試験官は、規則第24条第4項各号に定める運転能力を正確に観察し評価するとともに、非常の場合に補助操作をするため、同条第	第17条 技能試験官は、規則第24条第4項各号に定める運転能力を正確に観察し評価するとともに、非常の場合に補助操作をするため、同条第

新	旧
<p>8項の規定に基づき、試験中、試験車両の助手席に乗車するものとする。ただし、運転席の横に運転者以外のものの乗車する設備のない試験車両については、運転能力を正確に観察できる場所において、又は他の車両に乗車して追尾するなどして観察するものとする。</p> <p>(受験者の確認)</p> <p>第18条 技能試験官は、運転免許申請書に貼付の写真、その他により受験者が申請者本人であることを確認しなければならない。</p> <p>2 技能試験官は、路上試験を開始するときは、受験者の運転免許証（仮運転免許証を含む。）を確認しなければならない。</p> <p>(受験者の同乗)</p> <p>第19条 技能試験官は、次に受験する者1名以上を同乗させて試験を行わなければならない。ただし、二輪型のもの又は特殊自動車などで、運転席が狭く、次に受験する者が同乗する余地のない車両については、この限りでない。</p> <p>2 試験を最後に受ける者の場合は、試験を終了した者を同乗させて行わなければならない。ただし、試験を終了した者がいない場合は、この限りでない。</p> <p>(技能試験成績表の記入)</p> <p>第20条 技能試験官は、試験中観察した事項を、その都度技能試験成績表（第6号様式又は第7号様式）に朱書しなければならない。</p> <p>(採点上の留意事項)</p> <p>第21条 採点に当たっては次に掲げる事項に留意しなければならない。</p> <p>(1) 技能試験成績表に記入するときは、受験者の運転状態を正確に記録し、観察できなかつた事項を想像で記入しないこと。</p> <p>(2) 試験中に受験者がコースを忘れ、又は間違えて、技能試験官に教示を求めた場合は、コース違いの減点はしないものとする。</p> <p>(3) 試験中止の事由のいずれかに該当したときは、直ちに試験を中止し技能試験成績表にその結果を明らかにすること。</p> <p>(合否の決定)</p> <p>第22条 技能試験官は、個々の試験終了直後、技能試験成績表に記載された減点数を集計し、規則第24条第5項各号に定めるところにより合否を決定するものとする。</p> <p>(棄権の取扱い)</p> <p>第23条 適性試験、学科試験及び技能試験を受ける者が、当該試験開始時までに当該試験を行う場所に集合しないときは、棄権として取り扱う</p>	<p>8項の規定に基づき、試験中、試験車両の助手席に乗車するものとする。ただし、運転席の横に運転者以外のものの乗車する設備のない試験車両については、運転能力を正確に観察できる場所において、又は他の車両に乗車して追尾するなどして観察するものとする。</p> <p>(受験者の確認)</p> <p>第18条 技能試験官は、運転免許申請書に貼付の写真、その他により受験者が申請者本人であることを確認しなければならない。</p> <p>2 技能試験官は、路上試験を開始するときは、受験者の運転免許証（仮運転免許証を含む。）を確認しなければならない。</p> <p>(受験者の同乗)</p> <p>第19条 技能試験官は、次に受験する者1名以上を同乗させて試験を行わなければならない。ただし、二輪型のもの又は特殊自動車などで、運転席が狭く、次に受験する者が同乗する余地のない車両については、この限りでない。</p> <p>2 試験を最後に受ける者の場合は、試験を終了した者を同乗させて行わなければならない。ただし、試験を終了した者がいない場合は、この限りでない。</p> <p>(技能試験成績表の記入)</p> <p>第20条 技能試験官は、試験中観察した事項を、その都度技能試験成績表（第6号様式又は第7号様式）に朱書しなければならない。</p> <p>(採点上の留意事項)</p> <p>第21条 採点に当たっては次に掲げる事項に留意しなければならない。</p> <p>(1) 技能試験成績表に記入するときは、受験者の運転状態を正確に記録し、観察できなかつた事項を想像で記入しないこと。</p> <p>(2) 試験中に受験者がコースを忘れ、又は間違えて、技能試験官に教示を求めた場合は、コース違いの減点はしないものとする。</p> <p>(3) 試験中止の事由のいずれかに該当したときは、直ちに試験を中止し技能試験成績表にその結果を明らかにすること。</p> <p>(合否の決定)</p> <p>第22条 技能試験官は、個々の試験終了直後、技能試験成績表に記載された減点数を集計し、規則第24条第5項各号に定めるところにより合否を決定するものとする。</p> <p>(棄権の取扱い)</p> <p>第23条 適性試験、学科試験及び技能試験を受ける者が、当該試験開始時までに当該試験を行う場所に集合しないときは、棄権として取り扱う</p>

新	旧
<p>ことができる。ただし、適性試験及び技能試験については、当該試験の終了時までに集合したときはこの限りでない。</p> <p>(試験の結果発表等)</p> <p>第24条 適性試験、学科試験及び技能試験の結果発表は、各試験終了後、主任試験官の確認を得た上で速やかに行うものとする。</p> <p>2 各試験の合格者のうち、他の試験を受験するものには、当該試験の実施に必要な事項を指示、説明するものとする。</p> <p>3 試験の合格者に対しては、運転免許証交付上必要な手続き及び安全運転上必要な事項を指導しなければならない。</p> <p>4 学科試験の不合格者に対しては、その得点を受験者本人に提供することができるものとする。</p> <p>(合格証明書の交付)</p> <p>第25条 試験の合格者で、運転免許証を即日交付できない者に対しては、運転免許試験合格証明書（第8号様式）を交付するものとする。</p> <p>(試験実施指定書の交付)</p> <p>第26条 課長又は主任試験官は、受験者に対し、試験実施の日時を指定する必要が生じた場合は、自動車運転免許試験実施指定書（第9号様式）を交付するものとする。</p> <p>(不正受験の取扱い)</p> <p>第27条 試験係員は、法第97条の3及び県規則第26条第1項各号に掲げる不正の手段並びに試験官に金品を贈与するなどして、不正に試験を受け又は受けようとした者（以下「不正受験者」という。）を発見したときは、その者の試験を停止し、直ちに課長に報告しなければならない。</p> <p>2 不正受験者に対し、期間を定めて受験停止を行う場合の受験停止基準は、不正受験者に対する受験停止期間の量定基準（別表第2）によるものとする。</p> <p>(細目的事項)</p> <p>第28条 この規程に規定するもののほか、細目的事項は、別に定める。</p> <p>附 則（平成19年本部訓令第17号） この訓令は、平成19年6月2日から施行する。</p> <p>附 則（平成20年本部訓令第10号） この訓令は、平成20年6月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成21年本部訓令第12号） この訓令は、平成21年10月4日から施行する。</p> <p>附 則（平成22年本部訓令第12号） この訓令は、平成22年8月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年本部訓令第6号）</p>	<p>ことができる。ただし、適性試験及び技能試験については、当該試験の終了時までに集合したときはこの限りでない。</p> <p>(試験の結果発表等)</p> <p>第24条 適性試験、学科試験及び技能試験の結果発表は、各試験終了後、主任試験官の確認を得た上で速やかに行うものとする。</p> <p>2 各試験の合格者のうち、他の試験を受験するものには、当該試験の実施に必要な事項を指示、説明するものとする。</p> <p>3 試験の合格者に対しては、運転免許証交付上必要な手続き及び安全運転上必要な事項を指導しなければならない。</p> <p>4 学科試験の不合格者に対しては、その得点を受験者本人に提供することができるものとする。</p> <p>(合格証明書の交付)</p> <p>第25条 試験の合格者で、運転免許証を即日交付できない者に対しては、運転免許試験合格証明書（第8号様式）を交付するものとする。</p> <p>(試験実施指定書の交付)</p> <p>第26条 課長又は主任試験官は、受験者に対し、試験実施の日時を指定する必要が生じた場合は、自動車運転免許試験実施指定書（第9号様式）を交付するものとする。</p> <p>(不正受験の取扱い)</p> <p>第27条 試験係員は、法第97条の3及び県規則第26条第1項各号に掲げる不正の手段並びに試験官に金品を贈与するなどして、不正に試験を受け又は受けようとした者（以下「不正受験者」という。）を発見したときは、その者の試験を停止し、直ちに課長に報告しなければならない。</p> <p>2 不正受験者に対し、期間を定めて受験停止を行う場合の受験停止基準は、不正受験者に対する受験停止期間の量定基準（別表第2）によるものとする。</p> <p>(細目的事項)</p> <p>第28条 この規程に規定するもののほか、細目的事項は、別に定める。</p> <p>附 則（平成19年本部訓令第17号） この訓令は、平成19年6月2日から施行する。</p> <p>附 則（平成20年本部訓令第10号） この訓令は、平成20年6月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成21年本部訓令第12号） この訓令は、平成21年10月4日から施行する。</p> <p>附 則（平成22年本部訓令第12号） この訓令は、平成22年8月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年本部訓令第6号）</p>

新	旧																		
<p>この訓令は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成25年本部訓令第13号）</p> <p>この訓令は、平成25年10月1日から施行する。ただし、第1号様式の改正規定、第2号様式の改正規定及び第3号様式の改正規定は、平成25年9月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成26年本部訓令第22号）</p> <p>この訓令は、平成26年9月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成29年本部訓令第4号）</p> <p>この訓令は、平成29年3月12日から施行する。</p> <p>附 則（令和元年本部訓令第1号）</p> <p>この訓令は、令和元年7月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和3年3月29日本部訓令第17号） (施行期日)</p> <p>第1条 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>第2条 この訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。</p> <p>2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。</p> <p>附 則（令和4年3月10日本部訓令第1号）</p> <p>この訓令は、令和4年5月13日から施行する。</p> <p>附 則（令和5年3月1日本部訓令第8号）</p> <p>この訓令は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和5年11月28日本部訓令第18号）</p> <p>この訓令は、令和5年12月1日から施行する。</p>	<p>この訓令は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成25年本部訓令第13号）</p> <p>この訓令は、平成25年10月1日から施行する。ただし、第1号様式の改正規定、第2号様式の改正規定及び第3号様式の改正規定は、平成25年9月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成26年本部訓令第22号）</p> <p>この訓令は、平成26年9月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成29年本部訓令第4号）</p> <p>この訓令は、平成29年3月12日から施行する。</p> <p>附 則（令和元年本部訓令第1号）</p> <p>この訓令は、令和元年7月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和3年3月29日本部訓令第17号） (施行期日)</p> <p>第1条 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>第2条 この訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。</p> <p>2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。</p> <p>附 則（令和4年3月10日本部訓令第1号）</p> <p>この訓令は、令和4年5月13日から施行する。</p> <p>附 則（令和5年3月1日本部訓令第8号）</p> <p>この訓令は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和5年11月28日本部訓令第18号）</p> <p>この訓令は、令和5年12月1日から施行する。</p>																		
別表第1（第4条関係）	別表第1（第4条関係）																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験場</th><th>受付時間</th><th>試験種類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青森県青森自動車運転免許試験場</td><td>午前8時30分から午前9時30分までとする。ただし、法第97条の2第1項第3号に定める「特定失効者」及び同項第5号に定める「特定取消処分者」については午前8時30分から午前9時15分まで、法第97条の2第3項に定める「外国免許を有する者」については午後1時から午後1時30分までとする。</td><td>大型第二種免許</td></tr> <tr> <td>青森県弘</td><td>午前8時30分から</td><td>中型第二</td></tr> </tbody> </table>	試験場	受付時間	試験種類	青森県青森自動車運転免許試験場	午前8時30分から午前9時30分までとする。ただし、法第97条の2第1項第3号に定める「特定失効者」及び同項第5号に定める「特定取消処分者」については午前8時30分から午前9時15分まで、法第97条の2第3項に定める「外国免許を有する者」については午後1時から午後1時30分までとする。	大型第二種免許	青森県弘	午前8時30分から	中型第二	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験場</th><th>受付時間</th><th>試験種類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青森県青森自動車運転免許試験場</td><td>午前8時30分から午前9時30分までとする。ただし、法第97条の2第1項第3号に定める「特定失効者」及び同項第5号に定める「特定取消処分者」については午前8時30分から午前9時15分まで、法第97条の2第3項に定める「外国免許を有する者」については午後1時から午後1時30分までとする。</td><td>大型第二種免許</td></tr> <tr> <td>青森県弘</td><td>午前8時30分から</td><td>中型第二</td></tr> </tbody> </table>	試験場	受付時間	試験種類	青森県青森自動車運転免許試験場	午前8時30分から午前9時30分までとする。ただし、法第97条の2第1項第3号に定める「特定失効者」及び同項第5号に定める「特定取消処分者」については午前8時30分から午前9時15分まで、法第97条の2第3項に定める「外国免許を有する者」については午後1時から午後1時30分までとする。	大型第二種免許	青森県弘	午前8時30分から	中型第二
試験場	受付時間	試験種類																	
青森県青森自動車運転免許試験場	午前8時30分から午前9時30分までとする。ただし、法第97条の2第1項第3号に定める「特定失効者」及び同項第5号に定める「特定取消処分者」については午前8時30分から午前9時15分まで、法第97条の2第3項に定める「外国免許を有する者」については午後1時から午後1時30分までとする。	大型第二種免許																	
青森県弘	午前8時30分から	中型第二																	
試験場	受付時間	試験種類																	
青森県青森自動車運転免許試験場	午前8時30分から午前9時30分までとする。ただし、法第97条の2第1項第3号に定める「特定失効者」及び同項第5号に定める「特定取消処分者」については午前8時30分から午前9時15分まで、法第97条の2第3項に定める「外国免許を有する者」については午後1時から午後1時30分までとする。	大型第二種免許																	
青森県弘	午前8時30分から	中型第二																	

新					旧				
前自動車 運転免許 試験場	午前9時30分まで とする。ただし、法 第97条の2第1項	種免許	前自動車 運転免許 試験場	午前9時30分まで とする。ただし、法 第97条の2第1項	種免許				
青森県八 戸自動車 運転免許 試験場	第3号に定める「特 定失効者」及び同項 第5号に定める「特 定取消処分者」につ いては、午前8時30 分から午前9時15 分までとする。	普通第二 種免許	青森県八 戸自動車 運転免許 試験場	第3号に定める「特 定失効者」及び同項 第5号に定める「特 定取消処分者」につ いては、午前8時30 分から午前9時15 分までとする。	普通第二 種免許				
青森県む つ自動車 運転免許 試験場		大型特殊 第二種免 許  牽引第二 種免許  大型免許  中型免許  準中型免 許  普通免許  大型特殊 免許  牽引免許  大型二輪 免許  普通二輪 免許  小型特殊 免許  原付免許  仮免許	青森県む つ自動車 運転免許 試験場		大型特殊 第二種免 許  牽引第二 種免許  大型免許  中型免許  準中型免 許  普通免許  大型特殊 免許  牽引免許  大型二輪 免許  普通二輪 免許  小型特殊 免許  原付免許  仮免許				

注) 1 青森県青森自動車運転免許試験場は、適性試験、学科試験及び技能試験を行う。

2 青森県弘前自動車運転免許試験場、青森県八戸自動車運転免許試験場及び青森県むつ自動車運転免許試験場は、技能試験が免除される者に対する適性試験及び学科試験を行う。

別表第1の2（第13条関係）

曜日	実施曜日				
	月	火	水	木	金
大型第二種免許		○			○
中型第二種免許		○		○	
普通第二種免許	○	○			
大型特殊第二種 免許		○		○	
牽引第二種免許			○		○
大型免許			○		○
中型免許	○		○		○
準中型免許		○		○	

注) 1 青森県青森自動車運転免許試験場は、適性試験、学科試験及び技能試験を行う。

2 青森県弘前自動車運転免許試験場、青森県八戸自動車運転免許試験場及び青森県むつ自動車運転免許試験場は、技能試験が免除される者に対する適性試験及び学科試験を行う。

別表第1の2（第13条関係）

曜日	実施曜日				
	月	火	水	木	金
大型第二種免許		○			○
中型第二種免許		○		○	
普通第二種免許	○	○			
大型特殊第二種 免許		○		○	
牽引第二種免許			○		○
大型免許			○		○
中型免許	○		○		○
準中型免許		○		○	

新					旧				
普通免許	○		○		○		○		○
大型特殊免許		○	○	○		○	○	○	
牽引免許			○		○		○		○
大型二輪免許	○			○			○		
普通二輪免許	○			○			○		
大型仮免許			○		○			○	○
中型仮免許	○	○		○			○		
準中型仮免許		○		○			○		
普通仮免許	○		○		○			○	

別表第2（第27条関係）									
不正受験者に対する受験停止期間の量定基準									
不正の態様			受験停止の期間						
1 受験者相互又は第三者との間に不正の通謀をなした者	(1) 答案の交換を行った者	8月から10月	1 受験者相互又は第三者との間に不正の通謀をなした者	(1) 答案の交換を行った者	8月から10月				
	(2) 受験番号の交換を行った者	同上		(2) 受験番号の交換を行った者	同上				
	(3) 答案を他の受験者に写させた者	同上		(3) 答案を他の受験者に写させた者	同上				
	(4) 暗号等により通謀した者	8月から1年		(4) 暗号等により通謀した者	8月から1年				
	(5) 上記以外の方 法により通謀した者	4月から6月		(5) 上記以外の方 法により通謀した者	4月から6月				
2 受験者相互又は第三者をして身替りに受験し、又はさせた者	(1) 適性試験時に 行った者	10月から1年	2 受験者相互又は第三者をして身替 りに受験し、又はさせた者	(1) 適性試験時に 行った者	10月から1年				
	(2) 学科試験時に 行った者	同上		(2) 学科試験時に 行った者	同上				
	(3) 技能試験時に 行った者	同上		(3) 技能試験時に 行った者	同上				
3 学科試験において盗み見等の行為をした者	(1) 他人の答案を 書き写した者	4月から6月	3 学科試験において盗み見等の行為をした者	(1) 他人の答案を 書き写した者	4月から6月				
	(2) 他人の答案と 対照した者	同上		(2) 他人の答案と 対照した者	同上				
4 その他不正の手段により試験係員を誤信させるよう な行為をした者	(1) 参考書、カン ニング用メモ等に より不正行為をし た者	10月から1年	4 その他不正の手段により試験係員を誤信させるよう な行為をした者	(1) 参考書、カン ニング用メモ等に より不正行為をし た者	10月から1年				
	(2) 試験申請書に 現に受けている免 許を故意に記載し ない者	同上		(2) 試験申請書に 現に受けている免 許を故意に記載し ない者	同上				
	(3) 住民票の写し に記載の生年月日	同上		(3) 住民票の写し に記載の生年月日	同上				

新			旧		
	等を改ざんして提出した者			等を改ざんして提出した者	
(4) 他人の住民票の写しを提出した者	同上		(4) 他人の住民票の写しを提出した者	同上	
(5) 免許証の記載内容（免許種別、免許年月日、氏名等）の記載事項を改ざんして提出した者	同上		(5) 免許証の記載内容（免許種別、免許年月日、氏名等）の記載事項を改ざんして提出した者	同上	
(6) 運転免許経歴証明書の記載内容を改ざんして提出した者	同上		(6) 運転免許経歴証明書の記載内容を改ざんして提出した者	同上	
(7) 試験の一部を免除する証明書を偽造又は変造して提出した者	同上		(7) 試験の一部を免除する証明書を偽造又は変造して提出した者	同上	
5 免許試験に関して、試験係員に金品を贈与した者		1年	5 免許試験に関して、試験係員に金品を贈与した者		1年

#### 第1号様式（第7条関係）

身分証明書提出用（運転免許申請用）	
申　　月　　日	
申請者（記入欄）	
姓	名
中　　請　　者	性　　別
生年月日	平　　月　　日生
被に付けていた免許種類	
免許を必要とする免許種類及び車両	
被者（被持・被運転者・被乗車者）	
被者生年月日	平　　月　　日生　　年　　月　　日
被者生年月日	平　　月　　日
被者性別	性　　別
被者住所	被者電話番号
被　　考	

注）1. 年齢・国籍欄は、日本に回国する者は日本国籍、その他に日本国籍を有する者でありますことを。

2. 車両の走行距離。日本車の走行距離を4輪車と下限。

#### 第2号様式（第7条関係）

#### 第1号様式（第7条関係）

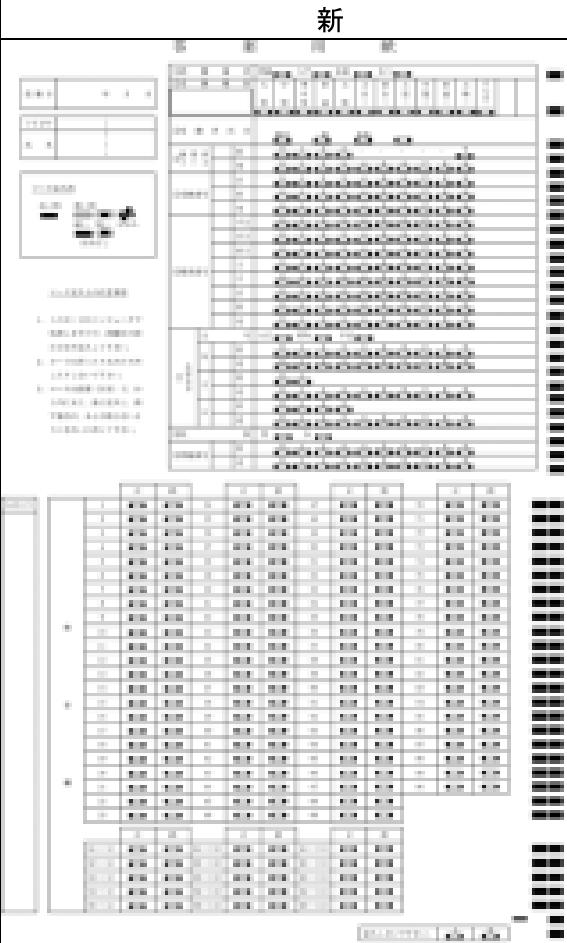
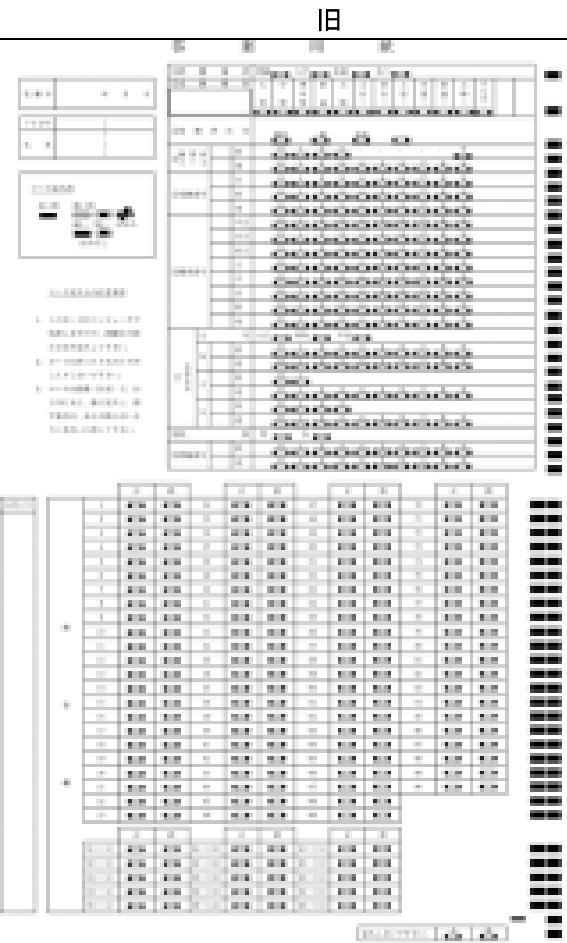
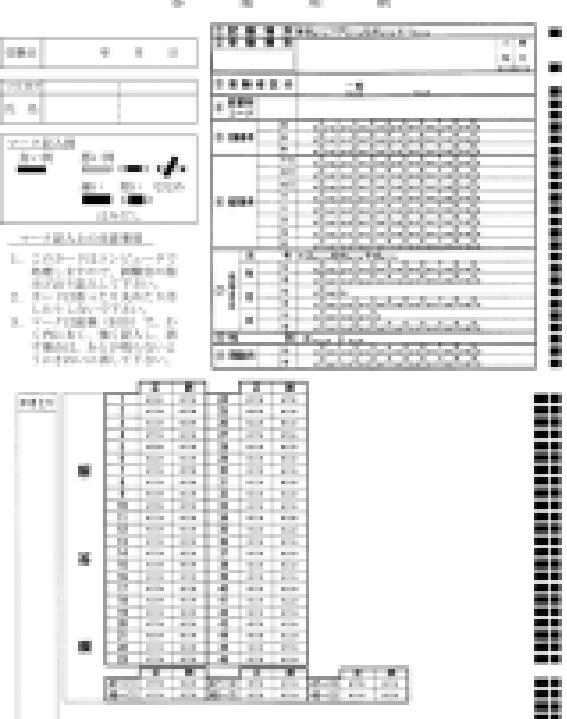
身分証明書提出用（運転免許申請用）	
申　　月　　日	
申請者（記入欄）	
姓	名
中　　請　　者	性　　別
生年月日	平　　月　　日生　　年　　月　　日
被に付けていた免許種類	
免許を必要とする免許種類及び車両	
被者（被持・被運転者・被乗車者）	
被者生年月日	平　　月　　日生　　年　　月　　日
被者生年月日	平　　月　　日
被者性別	性　　別
被者住所	被者電話番号
被　　考	

注）1. 年齢・国籍欄は、日本に回国する者は日本国籍、その他に日本国籍を有する者でありますことを。

2. 車両の走行距離。日本車の走行距離を4輪車と下限。

#### 第2号様式（第7条関係）



新	旧
	
<b>第4の2号様式（第10条関係）</b>	<b>第4の2号様式（第10条関係）</b>
	
<b>第5号様式（第12条関係）</b>	<b>第5号様式（第12条関係）</b>





新		旧	
自動車運転免許試験実施印定期		自動車運転免許試験実施印定期	
免許種類（登録番号）	( )	免許種類（登録番号）	( )
受験申月日	年 月 日	受験申月日	年 月 日
受験した試験場	試験場	受験した試験場	試験場
受験者氏名		受験者氏名	
照合用試験場		照合用試験場	
指定試験実施日	年 月 日	指定試験実施日	年 月 日
上記のとおり、自動車運転免許試験の実施実施印を認定する。		上記のとおり、自動車運転免許試験の実施実施印を認定する。	
年 月 日		年 月 日	
青森県公安委員会 印		青森県公安委員会 印	
<b>備考</b>		<b>備考</b>	
1. 試験の際は、直ちにその実施印してください。 (1) この実施印定期 (2) 免許品（免許證のない方仕、免證が記載された免民證の写し) ② 中古車買取業者により、指定試験実施日に受験できなくなつた場合は、青森県警察本部交通部運転免許課に連絡してください。 ③ 開示印 青森県公安委員会免許課 4 青森県警察本部交通部運転免許課 TEL 0177-788-81		1. 試験の際は、直ちにその実施印してください。 (1) この実施印定期 (2) 免許品（免許證のない方仕、免證が記載された免民證の写し) ② 中古車買取業者により、指定試験実施日に受験できなくなつた場合は、青森県警察本部交通部運転免許課に連絡してください。 ③ 開示印 青森県公安委員会免許課 4 青森県警察本部交通部運転免許課 TEL 0177-788-81	
(3) 用紙の書き込み、日本語英語欄入力欄を十字。		(3) 用紙の書き込み、日本語英語欄入力欄を十字。	

## 付 則

この条例は、公布の日から施行する。